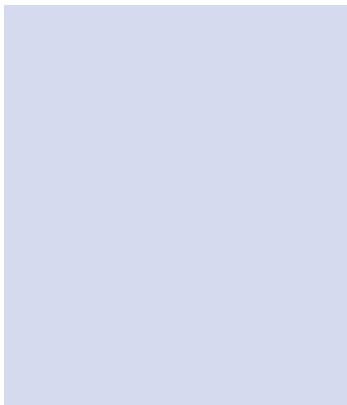




第4章

計画の内容

1 計画の見方

目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）

各基本目標名を記載しています。

基本目標1 子どもの権利が守られ大切にされるまち

(1) 子ども施策の普及・啓発

各施策名を記載しています。

現状と課題

区は、平成17年2月に「目黒区子ども条例」を制定しました。児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重され、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、様々な施策に取り組んでいます。

各施策にかかわる目黒区の現状と課題を記載しています。

合理的な法律は存在しませんでした。しかし、児童の権利の進化や新型コロナウイルス感染症を契機とし、少子化などが社会問題化するとともに、少子化が厳しさを増しています。

国は、そうした背景を踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考え、こどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目的として令和4年6月に「こども基本法」を制定しました。

こども基本法も、目黒区子ども条例と同様に児童の権利に関する条約に掲げる4つの原則を基本としています。

区は、改めて「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」の4つの原則を基盤とした施策を推進するとともに、こども大綱に掲げる「少子化対策」を踏まえた取組が求められています。

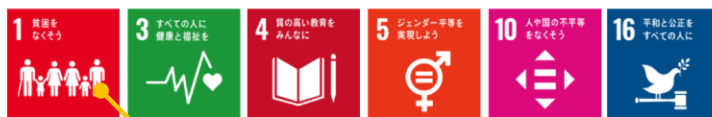
各施策における今後の方向性を記載しています。

施策の方向性

- 児童の権利に関する条約に基づき子どもの権利が尊重されるとともに、目黒区子ども条例第1条に掲げる子どもたちが元気に生活できるまちの実現を推進します。
- 子ども施策の推進に当たっては、国の目標をアイコンで示しています。

施策の推進において関連するSDGsのゴールをアイコンで示しています。

関連するSDGs分野



成果指標

成果指標の「指標名」「現状値」「目標値(令和11年度)」を示しています。

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
児童の権利に関する条約に基づき子どもの権利が尊重されるとともに、目黒区子ども条例第1条に掲げる子どもたちが元気に生活できるまちの実現を推進します。	35.7%	50%
子ども施策の推進に当たっては、国の目標をアイコンで示しています。	36.4%	

第4章 計画の内容

プロジェクト事業

事業名: 地域子育て支援事業の周知・啓発

■子ども若者課
■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(1)-01
事業概要	地域で様々な主体が行っている、様々な子育て支援事業の状況を区が把握するとともに、そうした有用な情報をすべての子どもとその家庭が把握できる環境づくりに取り組み、各家庭が適切なサービスを受けられる仕組みを構築する。		
現況	区のみならず、地域団体、企業など様々な主体が子育て支援のための事業を展開しているが、そうした情報を把握し、各家庭が受けたいサービスを適切に受けられるような環境までには至っていない。		
最終年度達成目標	各家庭にとって必要な情報が適切に入手できる仕組みが構築され、必要なサービスを受けられている。		
取組手順	・様々な団体等が実施している子育て支援情報の把握 ・効果的な周知・啓発に向けた手法、仕組みの研究 ・様々な手法を用いた試行検証		

「未来につなぐ子ども・若者応援プロジェクト」に該当する事業を記載しています。

新規・拡充事業

事業名: 子ども条例の普及・啓発

■子ども若者課

事業区分	拡充	事業番号	I-(1)-02
事業概要	すべての区民が、子どもの人権を尊重し、子どもが自らの意思でいきいきと成長していくことのできるまちの実現への理解を深めるため、区が様々な場面を通じて、「目黒区子ども条例」の普及・啓発に取り組む。		
現況	目黒区子ども条例を周知するため、学校を含む区内の施設にパンフレットやチラシ、カレンダーの配布を実施してきたが、令和5年度に実施した目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査結果では、目黒区子ども条例の認知度が低いことが浮き彫りとなった。 令和6年度にはこれまでの取組に加え、区での周知や啓発グッズを新たに作成し、イベント時に配布する等普及・啓発の方法を見直した。		
計画目標	令和7年度から普及・啓発チラシ等の配布場所の拡充や配布方法を変更し、目黒区子ども条例の認知度を高めていく。		

これまで計画に掲載されていなかった事業で、新たに掲載する事業や拡大・充実を図る事業を記載しています。

目黒区子ども総合計画（令和7年度～令和11年度）

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(1)-03	子どもの権利擁護委員制度の普及 (子ども相談室「めぐろはあと ねっと ²¹⁾ 」)	目黒区子ども条例第16条に基づき、子どもの権利侵害に関する相談、救済の申立てに迅速に対処するため、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員による相談支援事業を行う。また、広く子どもの人権を尊重することの大切さを理解してもらうための普及・啓発活動を行う。	こども家庭センター
I-(1)-04	子育て情報の提供	子育て情報専用アプリ ²²⁾ 等を活用し、区の子育てに関するサービスやイベント情報、施設情報等、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ!とブック」を発行する等、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。	こども家庭センター

これまで計画に掲載されている事業で、継続して実施する事業を記載しています。



タイトル: ぼくのじゆうがおかえき

²¹⁾ めぐろ はあと ねっと…子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するための設置した制度。

²²⁾ 子育て情報専用アプリ…目黒区の子どもと子育てについての情報が掲載されている WEB サイト・アプリ。令和7年度時点では「めぐろ子育てホッ!とナビ」として、子育て関連施設の情報やイベント情報、行事のお知らせ、子育てグループの団体紹介などを掲載している。

2 計画の体系

基本理念	基本目標	施策
1. 子どもの尊厳を大切に 2. 子どもの権利を守り健やかな成長を支援する 3. 地域とともに子育てを支える	I 子どもの 権利が守られ 大切にされるまち	(1)子ども施策の普及・啓発 P.42
		(2)子どもの意見表明・参加の推進 P.45
		(3)児童虐待の予防と発生時の適切な対応 P.51
		(4)権利侵害から子どもを守る P.56
	II 子どもが 自らの意思で 成長することが できるまち	(1)生きる力をはぐくむための切れ目ない支援 P.60
		(2)教育・保育の振興 P.64
		(3)子どものための多様な居場所づくり P.73
		(4)こころとからだの健康づくり P.79
	III 子どもを 安心して産み 親子でいきいきと 成長することが できるまち	(1)誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくり P.86
		(2)子育て家庭への経済的支援 P.95
		(3)子どもと家庭への多様な支援 P.99
		(4)子育て家庭が集える環境づくり P.103
	IV 子どもが 地域で育てられ ともに成長するまち	(1)多様な活動場所の提供 P.106
		(2)文化・スポーツ活動への支援 P.109
		(3)子どもの育ちを支える地域づくり P.114
	V 子どもが 安全にすごせる 子育てに やさしいまち	(1)防犯・防災対策の推進 P.118
		(2)交通安全対策の推進 P.121
		(3)子育てにやさしい環境づくり P.124

プロジェクトコラム④

子どもや若者の意見を聴きました



～めぐろ Youth ミーティング～

区では、目黒区子ども条例に掲げる「子どもたちが元気に過ごすことのできるまち」の実現に向けて、子ども一人ひとりの意見を大切にしながら、今後の取組に活かしていきたいと考えています。

今回の「目黒区子ども総合計画」の改定のために、幅広く子ども・若者から思いや考えを聴き、意見の反映を実現するため、高校生から25歳までのいわゆる「Youth（ユース）世代」を対象に若者の独自の視点で、普段感じていることや考えていることを聴く機会を設けました。実施はオンラインミーティングの形式で行いましたが、「学習スペースの確保」「公教育の充実」「自転車環境の整備」「目黒区の特性」「意見公募の在り方」「広報の在り方」「災害対策」「店先での喫煙問題」等に関する様々な意見がありました。

めぐろ Youth ミーティング

目黒区子ども条例の理念に基づき策定している「目黒区子ども総合計画」。令和7年度に新たに策定することを踏まえ、高校生から25歳までのいわゆるYouth世代を対象に若者の独自の視点で、普段感じていることを聞きました。

日時：2024.7.6（土）13:00～14:50
場所：オンライン
Youth参加者：よこやま/てん/まりか/せり

学習スペースの確保

特に中高生はカフェやファミレス、区の図書館では時間制限や座席の制限があり、十分な勉強時間と場所が確保できていない。大学生になると大学のラウンジ等を利用できるようになるが、区民が優先される予約システムや区に、勉強ができる場所をもっと増やしてほしい。

公教育の充実

海外留学を家庭の環境に左右されずに挑戦できる機会を平等に与えてほしい。海外での留学経験や交流体験は、その後につながる新しい視点が得られる。また学校の授業だけでは難関校になればなるほど難しくなると思う。経済的に塾に行けない子どもに対しての支援策が必要だと思う。

自転車環境の整備

自転車は車と同じ車道を走るルールにも関わらず路上駐車や積載の影響で安全に走行ができなくなっていると思う。自転車専用レーンの設置をしてほしい。歩道が狭く登下校の小学生も危険にさらされている。また駐輪場の整備も不足していると思う。

目黒区の特性

目黒区に住んでいると周囲に伝えると、「いいところにすんでいるね」と言ってもらえるブランド力がある。交通の便も良いのに、落ち着いた雰囲気があり、個人商店も多い。逆にそのブランド力や住居の経済力に甘え、課題が埋もれてしまっているとも感じる。

意見公募の在り方

直近では学校名について公募で意見を聞いていたが、最終的にはありきたりの学校名になってしまっていた。公募で集まった意見や学校に通う当事者の意見が反映されていないと感じた。

広報の在り方

区の公式LINEアカウントを活用すると今の若者世代にもリーチができると思う。他自治体でもアンケートやアンケート結果の共有など有効的に活用している事例もある。またTikTokやInstagramなど若者が使用するSNSも活用するとリーチできると思う。

災害対策

目黒区には木造密集地域があり、災害時の対策が地域住民にどこまで浸透しているのかが気になる。新しくできた防災公園では災害用の備蓄物を定期的に配布をしていて地域のつながりができていることが良いと思ったが、その担い手も高齢者は少なかった。

店先での喫煙問題

路上喫煙や歩きタバコは禁止と画っているが、店先での喫煙OKは実際どうなのか。飲食店密集地域やタバコ店の近くに学校があると子どもたちは少し迷惑ではないのか。ショッピングモールなどにあるたばこ専用スペースなどを設けるといいと思う。

Youth の意見

今回の開催を通じて、子ども・若者に向けた事業における周知の方法などの課題が浮き彫りになりました。

今後子どもや若者の意見を区の施策に反映していく方法について、具体的に考えていくきっかけとなりました。

引き続き、区ではこのような取組を続けていきます。

より多くの子どもや若者たちがこのような事業に参加し、当事者目線の課題やニーズを施策に反映できるような仕組みづくりを実施していきます。

施策への反映状況は巻末ページで紹介しています。

基本目標Ⅰ 子どもの権利が守られ大切にされるまち

（1）子ども施策の普及・啓発

現状と課題

区は、平成17年2月に「目黒区子ども条例」を制定しました。児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重され、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、様々な施策に取り組んでいます。

一方、国には長らく子どもの権利を保障する総合的な法律は存在しませんでした。しかし、児童虐待件数の増加やいじめ問題の深刻化、SNSの進化や新型コロナウイルス感染症を契機として、子どもが生きづらさを抱え、孤独・孤立、ひきこもりなどが社会問題化するとともに、少子化の加速度的な進行等、子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増しています。

国は、そうした背景を踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考え、こどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目的として令和4年6月に「こども基本法」を制定しました。

こども基本法も、目黒区子ども条例と同様に児童の権利に関する条約に掲げる4つの原則を基本としています。

区は、改めて「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」この4つの原則を前提とした施策を推進するとともに、こども大綱に掲げる「少子化への対応」「子ども・若者への支援」「子どもの貧困対策」を踏まえた取組が求められています。

施策の方向性

- 児童の権利に関する条約に基づき子どもの権利が尊重されるとともに、目黒区子ども条例第1条に掲げる子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目指して、必要な施策を推進します。
- 子ども施策の推進に当たっては、国や都の施策との連動を図りながら効果的、効率的に取り組むとともに、取組内容の周知・啓発に努めていきます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
子ども条例の認知度	小学生:35.7% 中高生:36.4%	50%

プロジェクト事業

事業名: 地域子育て支援事業の周知・啓発

■こども若者課

■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(1)-01
事業概要	地域で様々な主体が行っている、様々な子育て事業の状況を区が把握するとともに、そうした有用な情報をすべての子どもとその家庭が把握できる環境づくりに取り組み、各家庭が適切なサービスを楽しむことができる仕組みを構築する。		
現況	区のみならず、地域団体、企業など様々な主体が子育てのための事業を展開しているが、そうした情報を把握し、各家庭が受けたいサービスを適切に受けられるような環境までには至っていない。		
最終年度 達成目標	各家庭にとって必要な情報が適切に入手できる仕組みが構築され、必要なサービスを受けられている。		
取組手順	・様々な団体等が実施している子育て支援情報の把握 ・効果的な周知・啓発に向けた手法、仕組みの研究 ・様々な手法を用いた試行検証		

新規・拡充事業

事業名: 子ども条例の普及・啓発

■こども若者課

事業区分	拡充	事業番号	I-(1)-02
事業概要	すべての区民が、子どもの人権を尊重し、子どもが自らの意思でいきいきと成長していくことのできるまちの実現への理解を深めるため、区が様々な場面を通じて、「目黒区子ども条例」の普及・啓発に取り組む。		
現況	目黒区子ども条例を周知するため、学校を含む区内の施設にパンフレットやチラシ、カレンダーの配布を実施してきたが、令和5年度に実施した目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査結果では、目黒区子ども条例の認知度が低いことが浮き彫りとなった。 令和6年度にはこれまでの取組に加え、区報での周知や啓発グッズを新たに作成し、イベント時に配布する等普及・啓発の方法を見直した。		
計画目標	令和7年度から普及・啓発チラシ等の配布場所の拡充や配布方法を変更し、目黒区子ども条例の認知度を高めていく。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(1)-03	子どもの権利擁護委員制度の普及 (子ども相談室「めぐろはあと ねっと」 ²¹)	目黒区子ども条例第16条に基づき、子どもの権利侵害に関する相談、救済の申立に迅速に対処するため、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員による相談支援事業を行う。また、広く子どもの人権を尊重することの大切さを理解してもらうための普及・啓発活動を行う。	こども家庭センター
I-(1)-04	子育て情報の提供	子育て情報専用アプリ ²² 等を活用し、区の子育てに関するサービスやイベント情報、施設情報等、区民が利用しやすい情報提供・発信を行う。また、総合的な子育て情報誌「めぐろ 子育てホッ！とブック」を発行する等、あらゆる媒体で情報が手軽に入手できるようにする。	こども家庭センター



タイトル:ぼくのじゅうがおかえき

²¹ めぐろ はあと ねっと…子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため設置した制度。

²² 子育て情報専用アプリ…目黒区の子どもと子育てについての情報が掲載されている WEB サイト・アプリ。令和7年度時点では「めぐろ子育てホッ！

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

現状と課題

子どものアドボカシーは、子どもの人権を守るための重要な要素です。

また、子どもが自分に関わりのあることについて、自分の意思を述べたり仲間をつくったり、様々な活動に参加したりすることも非常に重要な権利であり、尊重されなければなりません。

一方で、昨今、日本の若者たちの社会参画に対する関心が、諸外国に比べて薄く、課題となっています。

こども基本法第3条第3号では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」を基本理念としてこども施策を行われなければならないとされています。また、こども大綱においても、こども施策を推進するために必要な事項として「こども・若者の社会参画・意見反映」も掲げられています。

子どもの本当の声を反映させることができれば、子どもにとっての幸せな社会をつくることはできません。

本計画の策定に際しても、子どもの意見を聴く機会を設け、計画への反映に努めています。

次代を担う子どもたちが、区が実施する施策に対して、社会の一員として意見を述べる機会の創出を図るとともに、持続可能なまちの実現に向けて、将来的にも様々な場面で社会参画していくための仕組みづくりが求められています。

施策の方向性

- 子どもたちが、自らの意思で自由に意見を言えるような社会づくり、子どものアドボカシーに向けた取組を推進します。
- 子どもの社会参加の意欲を高めていくとともに、子どもの参加や意見表明の機会を確保しながら、意見を施策に反映させていく仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 家庭、学校、地域の中で大人が子どもの思いを受け止め、子どもの年齢や成長に配慮しながら意見を尊重していく社会づくりのための理解・啓発等を推進していきます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
意見表明にかかる事業の年間参加者数	355 人	倍増
事業実施後アンケートで「また参加したい」と感じた子どもの割合	—	70%

プロジェクト事業

事業名: めぐろ子ども・若者会議の設置に向けた検討 ■子ども若者課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-01
事業概要	子ども・若者が区の施策に関与する機会を創出することで、社会参画の意義を理解し、意識の醸成を図るとともに、施策への意見反映を通じて、子ども・若者一人ひとりの自己肯定感やウェルビーイングの向上を目指す。		
現況	令和3年6月に独立行政法人国立青少年教育振興機構が公表した、日本・アメリカ・中国・韓国の「高校生の社会参加に関する意識調査報告書」では、日本の高校生の主な特徴として、学校行事やクラブ活動への参加意欲は高いが、自治活動（生徒会活動や学校に要望を出すなど生徒が独自に行う活動）には消極的である。また、日々の社会問題に関して「自分の生活に関わること」と捉えている割合が約8割と高い一方で、政治や文化に対しての関心は、4か国中最も低い結果となった。		
最終年度達成目標	子ども・若者が、様々な社会活動に参加し、積極的にまちづくりに加わっている。また、区の施策に様々な意見が取り入れられ、子ども・若者の区政への参加意欲が高まっている。		
取組手順	・子ども・若者会議の実施に向けて会議体の仕組みを検討 ・施策への反映プロセスの検討 ・参加者の公募、選出 ・試行実施、取組結果の評価・分析		

事業名: キッズレポーターによる地域や施設への取材体験 ■子ども若者課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-02
事業概要	子どもの社会参画機会創出のため、公募で集まった小学生が自ら関心があることや地域情報等について取材、体験記事の作成を通じて社会的知識を身に付けるとともに課題解決のための力を育成する。		
現況	令和6年度は、16名の小学生が1年を通じて4施設に足を運び、自ら知りたいことを考え取材し記事を作成した。16人の定員に対して、参加希望者が年々増加していることを受け、令和7年度以降、通年のワークショップを前期・後期と分け、定員を拡充し、ワークショップの内容を見直す。		
最終年度達成目標	・より多くの子どもたちがキッズレポーターに参加し社会体験を積むことで、将来の社会参画への素地につながっている。 ・多くの区民に事業の意義が理解されるとともに、子どもの自己実現に向けた意欲が高まっている。		
取組手順	・参加者へのアンケート等により、参加した子どもたちの意見を聴取 ・参加者からの意見をもとに、実施内容をブラッシュアップ ・現行の周知方法の改善		

事業名: MEGURO こどもモニターによる子ども意見の把握 ■子ども若者課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-03
事業概要	年複数回アンケート形式によりウェブサイトを通じて区の施策に対するモニタリングを行う。区は回答を受け、施策への反映や改善を実施するとともに、採用の有無に関わらず意見・要望へのフィードバックを行う。		
現況	多くの子どもからの定期的なモニタリングは実施の例がなく、令和6年度に実施した子ども・若者からの意見聴取事業を参考に、主にウェブを通じた意見聴取方法の内容を検討し、子どもの意見を取り入れる仕組みを構築していく。		
最終年度達成目標	小学生から高校生まで均等に 200 名程度のモニターが登録され、ウェブを通じて意見を聴く仕組みや、収集した意見が区政に反映されるとともに、わかりやすくフィードバックする仕組みが確立されている。		
取組手順	・実施に向けた具体的な事業の仕組みづくり ・施策への反映プロセスの検討 ・参加者の公募、選出 ・取組状況の評価、分析		

事業名: Youthミーティングによる子どもたちとの意見交換 ■子ども若者課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-04
事業概要	公募により選出した中・高・大学生を中心として、定期的な座談会（Youthミーティング）を通じて、子どもたちの意見を表明することへの意欲や関心を高めるためのきっかけ作りに資するとともに、子ども・若者の状況やニーズをよりの確に把握し、子どものための施策づくりを推進する。		
現況	子ども総合計画改定に併せて令和6年度に実施した子ども・若者からの意見聴取事業は、参加人数が少ない、事前のコミュニケーションの機会が少ないなどの課題はあったが、子ども・若者の生の声を聴くことができた。 今回の課題を整理し、参加対象や実施方法、内容について検証を進め、より効果的に子どもたちの本音の声を聴くことのできる環境づくりに取り組んでいく。		
最終年度達成目標	子ども・若者の意見を表明することの関心が高まり、気軽に意見を述べることができる環境が整備されている。		
取組手順	・開催方法の検討 ・意見のフィードバックのプロセスの検討 ・参加者の公募、選出		

事業名: 中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」の編集による情報発信 ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-05
事業概要	ものづくりを体験することで主体性や社会性を育むことを目的として、中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」を編集及び発行する。また、その編集、取材等を通して他者とのコミュニケーション力を身に付けるとともに、自己実現を達成する機会とする。		
現況	・令和5年度16名、令和6年度10名の中高生が編集委員として参加した。完成した「めぐろう」は7,000部を発行し、区内小中学校、高校等に配布している。 ・編集委員OB・OGからのアドバイスや、作成後の振り返りにより、毎年内容の充実等を図っている。		
最終年度達成目標	・中高生の社会参加事業として、中高生の立場から目黒の魅力を伝えるツールの一つとなっている。 ・子どもたちが興味、関心を持って主体的に関わり、やりたいことを実現する場であり、かつ、他者とのコミュニケーション力を身に付け、自己実現を達成する機会となっている。		
取組手順	・編集委員の募集、オリエンテーション ・編集会議、取材、ミーティング、取材記事・ページ作成 ・校正、印刷 ・発行、区公式ウェブサイト公開		

事業名： 子どもたちが主体的に関わる児童館運営 ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者社会参画プロジェクト	事業番号	I-(2)-06
事業概要	中高生の社会参加と地域の活性化を目的として、児童館での活動などに自由に意見を述べて、子どもが主体となって企画する事業の実施を進める。		
現況	・令和4年3月に児童館において、中高生アンケートを実施し、回答結果を各児童館で行うティーンズフェスタ企画に反映させている。 ・意見や要望を聴く機会を設け、活動計画や行事等の内容に反映させるため、定期的(4半期に1回以上)に児童館子ども会議を開催している。		
最終年度達成目標	・区内全児童館において、児童館事業に子どもの声を反映させるために、定期的(4半期に1回以上)に児童館子ども会議を開催している。 ・子どもの意見や発想を汲み取り、遊びや活動として、日常の児童館活動で実現できるように支援している。 ・子どもの意見が反映されていることを、子ども自身が実感できる児童館運営がなされている。		
取組手順	・各児童館において、利用者目線に立ちながら、子どもの参画・意見を反映した事業計画を立案 ・日常・行事活動等において、自分が感じたことや考えたことを発信・表現できる場を設定 ・中高生の意見を反映した中高生の活動やティーンズフェスタ²³を実施		

新規・拡充事業

事業名： 中高生による交通安全啓発事業 ■土木管理課

事業区分	新規	事業番号	I-(2)-07
事業概要	交通安全という社会課題を自ら考えることで、自らの能力を発見・伸長させる方法を学び、同世代に伝える方法として、中学・高校生タウン情報誌「めぐろう」の付録として交通安全啓発品を配布する。		
現況	令和6年度、交通安全キャラクターをデザインし、啓発品として作成し、交通安全の啓発を行った。		
計画目標	啓発品の配布を通じて、交通安全を周知していくとともに、子どもたちが自ら考えたものをつくり、社会に発信する機会を提供する。		

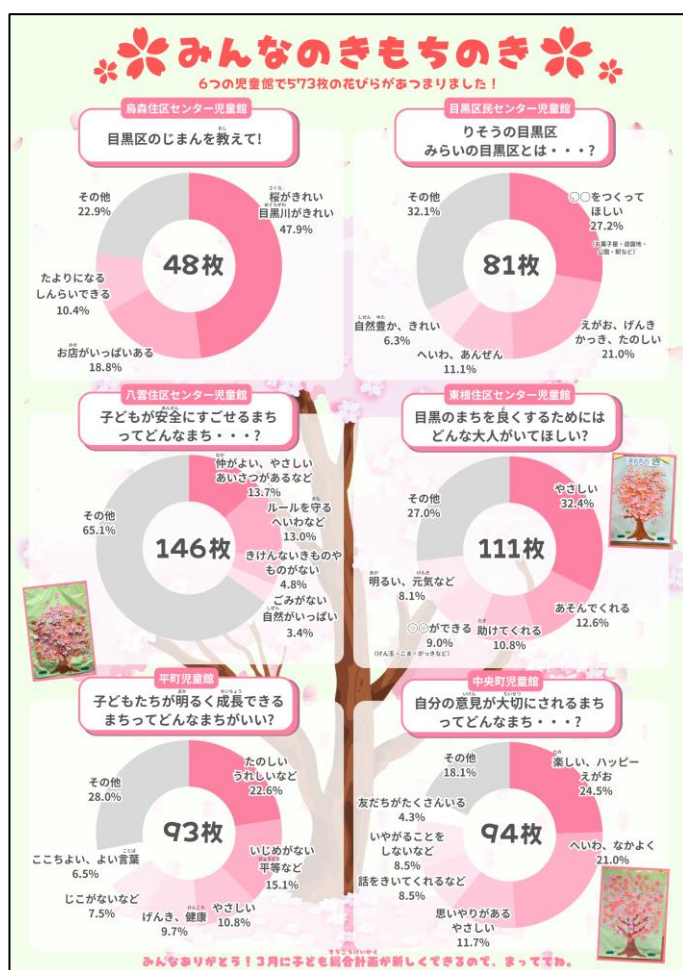
²³ ティーンズフェスタ…目黒区在住・在学や区内児童館を利用している中学生・高校生が企画運営するおまつり。

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(2)-08	平和の特派員広島派遣	次代を担う小・中学生を広島に派遣し、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、そして平和の尊さについて考え、学ぶ機会を提供する。また、小・中学生の体験報告を友人や家族へ伝えるとともに、その体験レポート等を一般区民にも周知することによって、区民の平和に対する意識の啓発を図る。	総務課
I-(2)-09	子どもに対する意識調査	区政やまちづくり、子どもの人権などについて、子どもの意見や実態を把握し、区政に活かすため、子ども総合計画改定に合わせて、子どもに対する意識調査を実施する。	子ども若者課

プロジェクトコラム⑤

子どもや若者の意見を聴きました ～きもちのき～



計画の策定に当たり、「子どもや若者の意見を尊重し反映すること」を目的として、区内6カ所の児童館に来館した小学生から高校生までを対象に「りそうの目黒区」などのテーマを設定し、桜型の付箋にきもち（意見）を書いて枝が書かれた模造紙に貼ってもらう形で、たくさんの子どものきもち（意見）を収集しました。

その結果、お菓子屋・学童・遊園地・公園・給食室・駅を作ってほしいという意見や、事件や事故がないまちが理想のまちである等の意見がありました。

今後も様々な手法を用いて、子どもたちのきもち（意見）を吸い上げ、施策に反映させていく仕組みを考えていきます。

(3) 児童虐待の予防と発生時の適切な対応

現状と課題

令和5年度実施した子ども総合計画改定に係る基礎調査の中で、「たたく」行為が虐待だと認識している保護者の割合は9割以上である一方、「子どもの目の前で夫婦喧嘩をする」ことが虐待だと認識している割合は8割以下であることから、児童虐待に対する正しい知識の理解と啓発が重要です。また、虐待につながってしまった場合も、その行為の背景を保護者や子どもから丁寧に聞き取り、支援につなげていくことが必要です。

児童虐待のない社会をつくっていくためには、保護者の育児に対する不安や負担感、子育て家庭の地域や社会からの孤立をなくし、事前に予防していくための仕組みづくりが求められます。

令和7年4月に開設するこども家庭センターでは、東京都児童相談所との連携を強化しながら、迅速かつ適切な支援を行い子どもへの虐待に至らないよう、相談支援事業をはじめとする妊娠期からの予防的な取組を行っていきます。また、地域の様々な主体との連携を構築し、見守りと気づきによる迅速な対応の実現を図り、子どもと家庭を地域で支えることのできるまちづくりに取り組んでいきます。

施策の方向性

- 東京都児童相談所の設置を含む総合的な支援体制の構築に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な運営を進めるとともに、こども家庭センター内に東京都児童相談所のサテライトオフィスを設置することにより都区の連携を図ります。
- 乳幼児健康診査や子育てふれあいひろばなどの育児支援の充実により、子育てに係る不安や負担感を和らげ、産後うつや児童虐待を未然に防ぎます。
- こども家庭センターでの相談体制や、地域連携による虐待の早期発見と予防的対応を強化します。また、地域で活動する様々な主体とのネットワークを構築し、地域で支える子育て支援施策を推進します。
- 講演会等を通じて、区民の虐待に関する意識を高めるとともに、地域における児童虐待の予防や早期発見についての理解促進、子どもを守る意識の醸成を図ります。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
子育てについて、気軽に相談できる人や場所がないと思う保護者の割合	未就学児保護者:5.4% 小学生保護者:6.8%	3.5%

プロジェクト事業

事業名： 東京都児童相談所の整備に向けた取組 ■子ども家庭支援拠点整備課
■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-01
事業概要	令和13年度を目途に、妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の構築、拠点整備を目的として、東京都児童相談所の誘致に向けて東京都と検討、準備を進める。		
現況	・東京都児童相談所の誘致を区として決定し、東京都へ要望書を提出した。 ・東京都からは区に対して、令和13年度までを目途に東京都児童相談所の整備に向けた検討を進めるとともに、こども家庭センターとの一体的な運営に向けて東京都児童相談所のサテライトオフィスを活用した連携強化について検討していくとの回答があった。		
最終年度達成目標	東京都児童相談所整備手法の確定		
取組手順	・東京都と児童相談所整備に向けた協議・整備方法の検討 ・東京都児童相談所のサテライトオフィスを活用した都区連携の強化 ・碑文谷保健センター解体 ・要保護児童対策地域協議会機能の強化		

事業名： こども総合相談センター(仮称)の整備 ■子ども家庭支援拠点整備課
■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-02
事業概要	令和13年度を目途に、妊娠期から青年期までの子どもとその家庭に対する総合的な支援体制の構築、拠点整備を目的として、こども総合相談センター(仮称)整備に向けた検討を進める。		
現況	こども総合相談センター(仮称)で行う支援のあり方を見据え、鷹番保育園跡で開設する「こども家庭センター」での事業のあり方(児童福祉と母子保健事業の連携内容、子育てふれあいひろば事業のあり方と事業展開等)の検討を進めた。		
最終年度達成目標	・こども総合相談センター(仮称)内に設置する機能、サービス内容等詳細の決定 ・実施設計に基づく施設建設に着工		
取組手順	・こども家庭センター運営を通じたノウハウの蓄積 ・こども総合相談センター(仮称)整備に向けた取組(先進自治体の調査・研究及び機能検討、施設整備に向けた関係所管との調整、基本構想・基本設計・実施設計の策定)		

事業名: 東京都児童相談所のサテライトオフィス設置 ■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-03
事業概要	児童虐待への予防、適切な対応に向けて、東京都児童相談所の設置を見据え、東京都との連携強化、地域特性を踏まえたあり方など、区の児童相談体制の強化を目的として東京都児童相談所のサテライトオフィスをこども家庭センターに設置する。		
現況	令和4年12月に決定した「総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備」に沿って、東京都児童相談所のサテライトオフィス設置に向けた協議を進めている。		
最終年度 達成目標	・区と東京都との間で、児童虐待に対する連携体制が強化されている。 ・地域を含めた児童相談のためのネットワークが確立されている。		
取組手順	東京都児童相談所のサテライトオフィスを活用した都区間の情報共有、協議、合同調査等による連携構築		

事業名: こども家庭センター開設 ■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-04
事業概要	総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けた第一段階として、こども家庭センターを開設し、児童福祉機能と母子保健機能の一体的運営を試行していく中で、子どもの健やかな成長と安心して子どもが産み育てられる環境づくりに取り組む。		
現況	令和7年度のこども家庭センター開設に向けて、児童福祉機能と母子保健機能の一体的なサービス運営の進め方について検討を進めてきた。また、地域で活動をしている団体と、地域で子育て子育てを支援していくためのあり方の検討を進めている。		
最終年度 達成目標	・こども家庭センター運営において、児童福祉機能と母子保健機能の一体的な支援が確立している。 ・こども家庭センターが、子育て家庭同士のつながる拠点となっている。 ・公民連携による子育て子育て支援のネットワークの方向性が具体化している。		
取組手順	・こども家庭センターでの児童福祉と母子保健サービスの一体的な運営 ・めぐろ子ども子育てサポートグループ登録団体との連携協力(子どもと子育て家庭が気軽に立ち寄れる居場所づくり、子育てネットワークの創出)		

事業名： 要保護児童対策地域協議会の連携強化 ■こども家庭センター

事業区分	総合的な子ども家庭支援プロジェクト	事業番号	I-(3)-05
事業概要	地域における児童相談体制の強化に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、都区との連携強化を通じて、子どもの命を守り、いきいきと成長していけるような環境づくりを目指していく。		
現況	令和5年度に警視庁と「児童虐待対応の連携強化に関する協定」、目黒警察署・碑文谷警察署と「児童虐待対応の連携強化に関する覚書」を締結した。		
最終年度達成目標	・要保護児童対策地域協議会の機能強化が進んでいる。 ・都区との連携強化の取組が実現している。		
取組手順	・要保護児童対策地域協議会の機能強化について検討 ・関係機関や、地域（民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てグループ等）とのネットワークの拡大 ・東京都児童相談所のサテライトオフィスを活用した都区連携の強化		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(3)-06	児童虐待通告・相談窓口の充実	児童虐待の早期発見、早期対応のための関係機関職員の対応スキルの向上を図るとともに、こども家庭センターの体制を強化する。また、こども家庭センターを中心に地域資源の開拓を進め、身近な相談窓口の拡充に向けて取り組む。	こども家庭センター
I-(3)-07	養育困難家庭への支援	家庭支援事業の拡充や支援対象者と必要な支援を組み立てる等により、養育困難家庭等への継続的な支援を実施し、虐待の未然防止を強化する。心理的ケアや親子関係改善のための助言の実施など、心理職による支援体制を充実する。	こども家庭センター
I-(3)-08	社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援	さまざまな理由で保護者と離れ生活する児童が安心して生活できる家庭環境を提供するため、社会的養育の着実な啓発を行いながら、里親・養子縁組家庭への支援を図る。	こども家庭センター
I-(3)-09	児童虐待予防の普及啓発	社会全体、地域全体で子どもを虐待から守るため、児童虐待の予防と早期発見に向けて、講演会の実施や啓発グッズを配布する等、関係機関との連携を通じて普及啓発を行う。 子ども自身が子どもの権利に気づき、SOSを発信できるように環境を整備する。	こども家庭センター

プロジェクトコラム⑥

-Part2- 児童相談所は決して迷惑な施設ではない



<Part 1 のつづき>

Part1 では、児童相談所の役割（日々のお仕事）をご紹介しました。この役割だけでも迷惑な施設ではない、とご理解いただいたかと思いますが、改めて前回記した、皆さんが思い描くイメージに対する誤解を解いていきたいと思っています。



「児童相談所って家に突然やって来て、子どもが無理やり親から引き離されちゃうところでしょ、なんかひどい！」

これに対する答えは「NO」です。但し、一部、強権的な権限も与えられています。

先の、児童相談所の役割の「4. 一時保護」が主に該当するところですが、保護者の意図に反して、一時的に子どもを保護者から引き離す権限が認められています。この目的の重要なポイントは、「子どもの人権を擁護する」ためです。

子どもは、保護者の持ち物ではありません。一人の人間として自分の意思で生きていく権利があります。また、保護者をはじめとして、私たち行政も含め、まわりが愛情を持って適切に養育する義務もあります。

その中で、保護者からの虐待等で生命の危険にさらされるような緊急の事態が発生した場合には、児童相談所は必要な手続きを踏んで関係機関と協力のうえで一時保護を行います。



「児童虐待なんて目黒に住んでいる私たちにはまったく関係ないわ！」

これも答えは「NO」です。不要なところか、年々児童相談所の必要性が高まってきているのが現実です。目黒区の児童虐待の状況は平成31年度以降、年々増加傾向にあります。また、189²⁴が無料化された令和元年を境に、虐待通告件数が飛躍的に増えています。これは、虐待件数が増えているということもありますが、潜在的な事件が顕在化したと捉える方がよいかもしれません。

ことわざに「夫婦げんかは犬も食わぬ」と言いますが、夫婦にとっては些細なことでも子どもが見ている前で夫婦げんかをした場合は、児童虐待（心理的虐待）にあたりますのでご注意ください。



「〇〇に不良が集まる迷惑施設なんか絶対につくるな！地価が下がる」

これは、ある自治体で地域住民からの反対運動が起こった際に実際に発せられたものです。これに対する答えももちろん「NO」です。地価が下がったという根拠はどこにも見当たりません。もちろん、騒動が起きた自治体の周辺地価への影響もありません。

また、迷惑施設という話についても、整備計画が持ち上がった時に、地域の心配からこうしたことを言われる場合もありますが、児童相談所は昼夜を問わず、大きな音を出す施設でもありませんので安心してください。都内では四方が一般の住宅に囲まれた児童相談所もありますが、近隣とトラブルになっているといった話もありません。

【(Part 3) こども家庭センターを設置し児童相談所との連携が重要になっています (P.94) につづく】

²⁴189…児童相談所全国共通ダイヤルの番号で、「いちはやく」と覚えやすい語呂合わせになっている。児童虐待や子どもの安全に関する相談や通報を24時間受け付けている。

（４）権利侵害から子どもを守る

現状と課題

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在です。一人の人間として尊重されるとともに、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右され、その成長や発達が阻まれることはあってはなりません。

しかし、児童虐待やいじめなど子どもに対する重大な権利侵害や、紛争や貧困など様々な要因により、子どもの健やかな成長が阻害されている状況もあります。

児童の権利に関する条約は、1948年に国際連合において採択された「世界人権宣言」が端緒となっています。

区は、児童の権利に関する条約に掲げる4つの原則に基づき、あらゆる場面で子どもの権利が守られ、健やかに成長していくことができる社会をつくっていかねばなりません。

昨今、顕在化しつつあるヤングケアラーの問題など、子どもが置かれている状況を把握し、子どもの気持ちに寄り添いながら、大人や地域で子どもの育ちを支えいくための取組が求められています。

施策の方向性

- いじめや体罰などの人権侵害の未然防止に向けて、学校・保護者・地域や行政を含む関係機関が連携して、子どもの権利侵害の防止に向けた教育、教職員等の研修をはじめとする各種取組を推進するとともに、権利侵害の無い社会づくりのための周知・啓発を行います。
- 子ども一人ひとりの様子や学級の状態を把握しながら、不登校・いじめの未然防止・早期解決に努めるとともに、個々のケースに応じた教育相談機能の充実を図ります。
- ヤングケアラーである子どもたちへの適切な支援につながるように、関係部署や関係機関の支援力を向上するとともに、連携の強化を図ります。
- 子どもの権利侵害について、「目黒区子どもの権利擁護委員」を通じて、子どもからの相談や救済の申立に適切かつ迅速に対処していくとともに、委員制度の普及・啓発に努めます。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
子どもの人権が大切にされていないと思った経験がある中高生の割合	13.5%	5%

新規・拡充事業

事業名: ヤングケアラー支援事業

■こども家庭センター

事業区分	新規	事業番号	I-(4)-01
事業概要	ヤングケアラーとその家庭への支援を目的として、アドバイザー配置やSNSを活用した相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携を通じてヤングケアラー支援を促進する。 また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりを実施していく。		
現況	令和5年度実績 ヤングケアラー支援講演会の実施や、子ども向けリーフレットを通じた周知及び啓発、関係機関や職員向けにヤングケアラー研修を実施した。 令和6年度実績 ヤングケアラーとその家庭への支援として、専門的な知見を有するアドバイザーの配置や、SNSを通じたヤングケアラーへの相談対応、教育・福祉・介護・医療分野等との綿密な連携による支援を推進した。		
計画目標	関係部署、関係機関の支援力をより向上するために、ヤングケアラーに対する理解促進を図る。また、悩みや経験を共有できる当事者同士のつながりづくりも実施していく。		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
I-(4)-02	暴力から自分を守る取組	暴力から自分を守る知識を習得することを目的として、区立中学校の生徒を対象に、デートDV ²⁵ についての啓発講座を実施する。	人権政策課
I-(4)-03	人権教育・人権啓発事業	人権尊重の理念を定着させ、同和問題、男女平等及び性の多様性の尊重などの人権教育を推進するとともに、いじめや差別をなくすため、区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、社会教育館等の事業を通して、人権に関わる取組を行う。	人権政策課 教育指導課 生涯学習課
I-(1)-03	子どもの権利擁護委員制度の普及 (子ども相談室「めぐろはあと ねっと」) <再掲>	目黒区子ども条例第16条に基づき、子どもの権利侵害に関する相談、救済の申立に迅速に対処するため、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員による相談支援事業を行う。また、広く子どもの人権を尊重することの大切さを理解してもらうための普及・啓発活動を行う。	こども家庭センター
I-(4)-04	いじめ防止等を推進するための組織の設置	目黒区いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するため、第三者を含めた組織を設置する。	教育指導課

²⁵ デート DV…恋人同士の間で発生する暴力行為や精神的な支配、嫌がらせを指す。身体的暴力だけでなく、言葉や行動による精神的虐待、経済的支配なども含まれる。

No	事業名	事業内容	担当課
I-(4)-05	いじめ問題の未然防止の取組	児童・生徒一人ひとりの学級での居心地のよさ等を知り、いじめ問題の未然防止(予防的指導)につなげるため、自己肯定感、ソーシャルスキル、生活・学習習慣等、個人的情報に関するオンラインでの質問・調査を実施する。	教育指導課
I-(4)-06	体罰等の防止に向けた取組	体罰等の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員等を対象とした研修を実施する。また、東京都教育委員会が教員に配布する「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。	教育指導課 学校運営課
I-(4)-07	いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組	いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議、いじめに関するアンケートに全区立小・中学校が取り組む。いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に向けて校内体制、組織の整備及び関係機関との連携を行う。	教育指導課
I-(4)-08	スクールソーシャルワーカー(SSW) ²⁶ の学校や家庭等への派遣	不登校や虐待、非行等の子どもが抱える課題解決に向けて、学校からの要請を受け、家庭、関係機関等との連携を図り、福祉的な支援に取り組む。	教育支援課
I-(4)-09	長期欠席児童・生徒への学習支援	長期欠席の児童・生徒一人ひとりの状態に応じた学習の指導・支援を実施するとともに、自分のペースで安心して学ぶことのできる居場所として学習支援教室「めぐろエミール」を運営する。	教育支援課

²⁶ スクールソーシャルワーカー(SSW)…教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な役割を担う者。

プロジェクトコラム⑦



高校生向けワークショップ「いっしょに考えるヤングケアラー」

区内で学ぶ高校生を対象に、「ヤングケアラー」について理解を深めるとともに地域や行政のサポートの在り方について考えるワークショップを開催しました。社会問題や行政課題に対する行政の取組を「啓発」という形で知ってもらうだけでなく、地域社会の問題としてとらえ、それぞれ（当事者、地域、行政等）の役割を考えるという今回のワークショップは、子どもたちの視点を活かした施策を進めるためのとても大事な材料になりました。



トキワ松学園高等学校の2～3年生の19名に参加していただき、5グループに分かれ、ヤングケアラーの実際の事例をもとに、4つのテーマについて、それぞれのグループで意見を出し合いました。そして、出し合った意見を整理して、参加者の前で発表しました。

4つのテーマには、「もしクラスメイトにAさん（ヤングケアラー）がいたら私たちはAさんのために何ができると思うか」「Aさんは何があれば大人に相談しやすいと思うか」などのテーマごとに意見を出し合いました。

Aさんに対して自分は何ができるのか、大人に何をしてほしいのか、自分だったらどうするのか、といった様々な視点から、たくさんの意見がでました。



意見の中には、「Aさんのためにクラスメイトとしては見守る、ほうっておいてあげることが必要である」という意見や、「Aさんが相談しやすいように、町内や駅のトイレなどの目につくところに相談先の書かれたチラシを貼ったりするのはどうか。」などの意見がありました。

また、大人に対しては「自分がAさんだったら、声をかけるまでほうっておいてほしい」といった意見もありました。

～参加者の声～

「ヤングケアラーの存在を初めて知った」「具体的な支援方法や解決策を考えるきっかけになった」「お金のありなしに関係なくヤングケアラーが存在することを知った」等の感想がありました。

また、「もっとヤングケアラーの現状をみんなに知ってもらうべき」「みんなと意見を交換したことによって自分では気づけない視点に気づいた」など、区として今後事業を展開していく上で施策に反映していく足掛かりともなりました。

基本目標Ⅱ 子どもが自らの意思で成長することができるまち

（1）生きる力をはぐくむための切れ目ない支援

現状と課題

児童福祉法の改正により、令和6年4月以降、児童発達支援センター²⁷は、地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることが法的に明確化されました。区では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和2年度から児童発達支援センターであるすくすくのびのび園を中心に保育所等訪問支援²⁸を実施し、関連する施設との密接な連携に取り組んでいます。障害のある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもへの多様なニーズに応えるために、相談体制の確保やライフステージ²⁹に応じた支援を推進しています。

また、小学校就学前から中学校卒業後までの一貫した支援を行っていくために、公私立の幼稚園・こども園・保育園等と連携し、小学校就学前の幼児の保護者と教職員を対象とした教育、医療、心理の各専門家による相談事業を行うとともに、保護者への早期からの就学情報の提供に努めています。

加えて、子どもが社会体験活動や自然体験活動を通じて自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資する機会の充実を図っていくことが求められています。

子どもが一人ひとりの個性を活かしながら、様々な経験を通じて生きる力をはぐくむため、療育機関、保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育クラブ、特別支援学校など福祉や教育に関わる機関が連携しながらすべての子どもの成長・発達に寄り添い、ライフステージに応じた施策を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 発達の遅れや障害のある子どもとその家族が安心して暮らせる支援を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を提供していきます。
- 今後も、保護者や関係機関等と早期から連携し、小学校就学前から中学校卒業後までを見通した支援体制を充実していきます。
- 体験型・参加型の事業を推進し、子どもが自ら表現や創造することの喜びを創出する機会を提供します。

関連する SDGs 分野



²⁷ 児童発達支援センター…児童福祉法に基づき、児童発達支援（療育）が必要な子どもに対し、日常生活での基本動作や集団生活への適応訓練、知識技能の付与などを行う通所施設。児童発達支援を行うほか、保育所等訪問支援や障害のある子どもやその家族へ援助・助言を行う地域の中核的な支援機関としての役割を担っている。

²⁸ 保育所等訪問支援…障害のある児童の通う保育所等に訪問し、障害のある児童の状況や環境に応じて集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスである。

²⁹ ライフステージ…人の一生を幼少期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
特別支援教室 ³⁰ 入級時の目標を達成した児童・生徒の割合	81%	100%
社会教育館等における子ども向け事業の年間参加者数	143人	161人

新規・拡充事業

事業名: 児童発達支援センター(保育所等 ■障害者支援課
訪問支援)

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(1)-01
事業概要	障害のある子どもやその家族が安心して保育所等に通所できるようにするため、児童発達支援センターの児童指導や保育の専門職員が、障害児の通う保育所等を訪問し、障害のある児童やその保護者、保育所等の職員に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。		
現況	令和2年度から保育所等訪問支援を実施しているが、保育所等、障害のある児童や保護者への周知・啓発が進んでおらず、保育所等訪問支援の活用が十分とは言えない状況である。		
計画目標	保育所等、障害のある児童や保護者へのより一層の周知・啓発を図り、保育所等訪問支援の活用を促進する。		

事業名: 児童発達支援センター(相談支援) ■障害者支援課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ-(1)-02
事業概要	障害のある児童やその家族が地域で安心して暮らし続けることを目的として、施設の有する相談機能を活かし、障害児や発達に支援の必要な児童及びその家族からの相談に応じる。また、障害児が利用する施設への援助・助言等を行い、児童発達支援センターとして地域の中核的な発達相談機関の機能を果たす。子育て・教育・保健医療等関係機関との連携を図り、ネットワークを確立し、児童への切れ目のないきめ細やかな支援の提供を図る。		
現況	児童発達支援センターでは相談支援を行っているが、地域における障害児支援の中核機能としてのスーパーバイズ・コンサルテーション ³¹ を効果的に行っていくため、区内障害児通所支援事業所と協議を重ね、連絡会(仮称)の立ち上げに向けた準備会を予定している。		
計画目標	区内障害児通所支援事業所との連絡会(仮称)を設立し、中核機能としてのスーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に行う。		

³⁰ 特別支援教室…通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害等の児童・生徒(自閉症、情緒障害、学習障害又は注意欠陥多動性障害に該当する又はそれに類するもの)を対象に、拠点校の専門の教員が児童・生徒の在籍する学校に巡回して指導を行う。

³¹ スーパーバイズ・コンサルテーション…園や学校等全体に対して、インクルージョンが推進されるための環境をつくるように働きかけることにより、園や学校等として障害児を受け入れる力をつけていく手法。

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(1)－03	子ども向け消費生活講座	子どもたちが小さい頃から消費者としての力や知恵を身に付けることを目的として、子どもとその保護者を対象に出張消費生活講座を行う。また夏休みに子ども向けの消費生活講座を実施する。	産業経済・消費生活課
Ⅱ－(1)－04	緊急時等見守り	家族の疾病等により、緊急かつ一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人や障害福祉サービス事業所のヘルパーが居宅で見守りを行う。	障害施策推進課
Ⅱ－(1)－05	移動支援	障害児が余暇活動等の社会参加のための必要な外出を行う際に移動支援を行う。また、高等部までの障害児で保護者の就労、疾病、事故等により必要とする送迎が困難な場合、通学の介助を行う。	障害施策推進課
Ⅱ－(1)－06	児童発達支援センター（療育）	就学前の幼児を対象に行う療育として、支援が必要な児童に集団療育と心理言語個別指導、作業療法士による指導、理学療法士の個別指導等を行う。すくすくのびのび園在籍児が併用する保育園や幼稚園への専門職の職員による訪問と支援方法の協議・共有を実施し、年長児には就学に関する相談を行う。	障害者支援課
Ⅱ－(1)－07	発達障害支援事業	発達障害 ³² に関する相談、本人や家族への支援、発達障害に対する理解への啓発などを行うため、総合的な支援を行う発達障害支援拠点を運営する。	障害者支援課
Ⅱ－(1)－08	重症心身障害児通所支援事業	重症心身障害児（医療的ケア ³³ 児を含む。）の通所支援を提供できる体制を確保するため、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する。	障害者支援課
Ⅱ－(1)－09	居宅介護（ホームヘルプ）サービス等の実施	障害児も含め、障害のある人の自立や介護者の介護軽減のため、自宅で入浴、排せつ、食事等の居宅介護サービス等を行う。	障害者支援課
Ⅱ－(1)－10	短期入所（ショートステイ）サービスの実施	家族の疾病等により、一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、短期間、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行う。	障害者支援課

³² 発達障害…自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして定められているもの。（発達障害者支援法（平成16年法律第167号））

³³ 医療的ケア…家族や看護師が医師の指導のもとに日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な行為。

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(1)－11	学童保育クラブでの障害のある子どもの保育の充実	障害のある児童(医療的ケア児含む。)が、安心して過ごすことができる環境を整備するため、職員が児童の発達過程、特徴を理解するとともに、一人ひとりの心身の状態を把握し、保護者や関係機関等と連携しながら育成支援を行う。	放課後子ども対策課
Ⅱ－(1)－12	子どもの成長に合わせたサポート体制の整備	乳幼児から18歳未満の特別な支援を要する児童に対し、早期発見、早期支援及び学齢期にわたる一貫した支援体制を整備する。児童に関わる関係機関とのネットワークをさらに強化し、ライフステージに応じた教育分野、子育て分野、保健医療分野等との横断的なサポートシステムを構築する。	放課後子ども対策課 保育課
Ⅱ－(1)－13	健康教育の推進	健康づくりに関する専門の職員(学校健康トレーナー)を区立小学校へ派遣するとともに、肥満、体力不足等の健康課題を持つ児童を対象に「めぐろ元気あっぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組む。	学校運営課
Ⅱ－(1)－14	保護者への早期からの就学に係る情報提供と就学相談	障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、保護者向け就学相談のしおり、リーフレット等の配布や区公式ウェブサイトでの就学に対する理解啓発、心理士による区立幼稚園、こども園での巡回訪問を行い、保護者への早期からの就学情報に係る提供と関係機関等との連携により就学相談を実施する。	教育支援課
Ⅱ－(1)－15	教育相談	不登校や友人関係、学業、行動や性格、親子関係や子育て、発達特性など教育上の様々な悩みについて、めぐろ学校サポートセンターにおいて、区内在住・在学(在園)の18歳までの子どもとその保護者を対象に、心理の専門職が来室相談、電話相談に応じる。	教育支援課
Ⅱ－(1)－16	就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実	在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援について、医師、学識経験者、教育相談員が助言者として、申込みのあった幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行ったり、小学校就学前ガイダンスを実施する。	教育支援課
Ⅱ－(1)－17	社会教育館等の子ども向け事業	「目黒区生涯学習実施推進計画」に基づき、社会教育事業として、社会教育館、緑が丘文化会館で青少年を対象とした自然体験・社会体験等の社会教育事業を実施する。	生涯学習課

（２）教育・保育の振興

現状と課題

現代は、先行き不透明な「予測困難な時代」であり、同時にまた、グローバル化・情報化の進展等により社会が急速に変化し、社会の在り方が劇的に変わっていく「Society5.0³⁴時代」が到来したといわれています。

区は、目黒区の子どもたちの教育・保育を担う責務があり、子ども一人ひとりが、自分の良いところや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように環境を整備することが求められています。

教育のスタートである幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子ども一人ひとりのその後の人生に多大な影響を与えるとされていることから、幼稚園、保育園、認定こども園³⁵等における教育・保育の充実は非常に重要です。

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の中では、就学前の乳幼児に対して、生きる力の基礎を育むため、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的にはぐくむよう努めることが明示されています。

小学校においては、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすることとされており、教育課程の編成に当たっては、幼児教育との接続を図っています。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体において「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が始まります。

すべての子どもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対する支援の体制を構築していきます。

施策の方向性

- 延長保育や一時保育、私立幼稚園の預かり保育³⁶の充実など、保護者のニーズに応じた多様な教育・保育を推進し、「こども誰でも通園制度」の制度化を見据えた検討を進めます。
- 私立認可保育園等への巡回により、園への支援や保育の相談を行っていきます。
- 保育の質の維持・向上を図るため、定期的な指導検査によって運営事業者に対する運営状況の確認を行っていきます。
- 子ども・子育て支援制度を中心に教職員や保育人材の育成、待遇改善等を図ります。
- 人権教育や学力向上、豊かな心の育成を推進し、教員の資質向上や家庭・地域との連携等を通じて教育及び保育体制の強化を図ります。
- ICT³⁷環境整備や学校施設のバリアフリー³⁸化を進め、安全・安心な学習環境を提供します。
- 日々の教育活動や指導の実情を積極的に保護者や地域に公表し、信頼される開かれた学校・園づくりを進めます。

³⁴ Society5.0…狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

³⁵ 認定こども園…教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。

³⁶ 幼稚園の預かり保育…通常の教育課程に係る時間の前後または長期期間中(夏休みなど)に行っている、子どもを預かる幼稚園の事業。

³⁷ ICT…Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。

³⁸ バリアフリー…バリアとは「障壁」のことで、健康で自分らしく暮らせるまち、快適で暮らしやすい持続可能なまちを目指し、様々な障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関などのハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくこと。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
3～5 歳児の幼児教育・保育施設就園率	88.25%	95%

新規・拡充事業

事業名: 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

■子ども若者課
■保育課
■保育計画課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(2)-01
事業概要	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化することを目的として、未就園児の社会的なつながりや、保護者の孤立感、不安感の解消を図る。 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度となる。 対象者は0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない乳幼児となる。		
現況	令和8年度からの制度開始に向けて、区の実情に即した形で実施できるように検討している。		
計画目標	令和7年度 実施に向けた検討 令和8年度 制度開始		

事業名: 私立幼稚園における多様な他者との関わりの機会の創出事業

■子ども若者課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(2)-02
事業概要	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない未就園児が、私立幼稚園で実施する多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図る。		
現況	東京都事業として令和5年度に事業開始。区内では令和6年9月から1園で実施		
計画目標	計画期間中に毎年度1園ずつ実施園を拡大していく。		

事業名： 私立幼稚園への支援**■子ども若者課**

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ－(2)－03
事業概要	私立幼稚園が実施する様々な取組に対して、幼児教育の推進や保護者の多様なニーズへの支援を行う。		
現況	・心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的に、心身障害児を受け入れている幼稚園に対して補助金を支給している。 ・幼児教育環境の維持及び充実を目的に、私立幼稚園協会に対して補助金を支給している。 ・保育が必要な子どもも等しく私立幼稚園への通園が可能となるよう、預かり保育事業を充実させる幼稚園に対して補助金を支給している。 ・保護者の負担軽減や食育の観点などから、私立幼稚園で実施する給食(弁当)事業に対して補助金を支給している。 ・子ども・子育て支援新制度³⁹や幼稚園の運営、補助金等に関する情報の提供やその対応等について、私立幼稚園と区とで相談できる体制を整備している。 ・幼児教育の充実と振興及び質の向上を図るため、私立幼稚園協会に幼児教育研究事業を委託している。		
計画目標	各園の特色を活かしつつ、今後も多様な教育・保育環境の一翼を担う私立幼稚園との連携協力体制を継続していく。また、幼児人口の減少の中で、今後の幼児教育の安定的運営のためのあり方について、私立幼稚園協会と様々な観点から検討を重ねながら、効果的な支援の仕組みを構築する。		

事業名： 区内保育施設における指導検査の強化**■保育計画課**

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ－(2)－04
事業概要	区内児童福祉施設における保育の質の維持・向上や、子どもにとっての安全・安心な保育園の利用を推進するため、区内私立認可保育園等の指導検査を実施する。		
現況	令和2年度から区内私立認可保育園に対する指導検査の実施件数を増やし、令和5年度までに38園の指導検査を実施している。また、すべての区内小規模・事業所内保育施設に対する指導検査を毎年度実施している。		
計画目標	・私立認可保育園のうち35施設について指導検査を毎年度実施する。 ・すべての小規模・事業所内保育施設に対して指導検査を毎年度実施する。 ・認可外保育施設⁴⁰等に対する指導検査は今後実施する。		

³⁹ 子ども・子育て支援新制度…平成27年4月に新設された子ども・子育て支援法において、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的とした制度。

⁴⁰ 認可外保育施設…児童福祉法による認可を受けた認可保育所・認定こども園・地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とした施設の総称。また、幼児教育を目的とする施設において、一定程度、親と離れることが常態としている場合も含まれる。

事業名: 病後児・病児保育事業

■保育課

■保育計画課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ－(2)－05
事業概要	保育園に在園する児童等であって、病気の回復期にある場合(病後児)、又は当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない場合(病児)に、保育園等での集団保育が困難な児童を専用の施設で一時的に預かる。		
現況	平成17年度から各地区1か所以上となるように病後児保育施設の整備を進めてきた。 令和6年度は未整備地区であった東部地区において開設準備を進め、令和7年度からは各地区1か所以上の病後児保育施設が運営される予定である。		
計画目標	各地区に開設された施設の運営状況、稼働率、利用者の評価検証などを通じて、今後の効果的、効率的なサービス提供のあり方や、今後の施設整備の必要性について検証を進める。また、保護者や施設設置者等の要望・意向を踏まえて、病児保育施設の設置についても検討する。		

事業名: 幼小中の連携

■教育指導課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(2)－06
事業概要	区立幼稚園・こども園と小学校の交流活動の充実を図るとともに、「幼保小架け橋プログラム」に基づき、円滑なカリキュラムの見直しを行う。 児童と生徒の交流活動の充実を図るとともに、中学校教員による出前授業や部活動体験等、小中の接続期における取組を推進する。		
現況	区立幼稚園・こども園と隣接する小学校では密に交流活動を実施している。カリキュラム連携においては、幼児期で培った力を土台に小学校の学びにつなげるために「スタートカリキュラム ⁴¹ 」を含む、架け橋期のカリキュラムについて見直しが必要である。 中学校区ごとに「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、接続期における取組を計画・実施している。		
計画目標	令和7年度 各小学校における「スタートカリキュラム」を見直す機会を設ける。中学校区ごとに「小・中連携子ども育成プラン」の成果と課題の整理及び次年度計画を立てる。 令和8年度 学びのつながりを意識した「スタートカリキュラム」を就学前施設等と共有する。中学校区ごとに「小・中連携子ども育成プラン」の成果と課題の整理及び次年度計画を立てる。		

⁴¹ スタートカリキュラム…小学校第1学年において、児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるよう教育課程を工夫すること。具体的には、生活科において学校を探索する学習活動を行い、そこで発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、国語科、音楽科、図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど、合科的(2つ以上の教科をまとめて総合的に教育する)に扱うことが考えられる。

事業名： 教育活動の充実に向けた支援体制の強化 ■教育指導課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(2)－07
事業概要	外部人材等を活用し、教育活動や学校運営を支援する体制の増強を図ることで教育活動の充実を図る。また、教員の業務支援体制の強化を行い、教員のさらなる負担軽減を図る。		
現況	・業務改善モデル校2校にエデュケーション・アシスタント⁴²を配置 ・中目黒小学校に理科専科教員を加配		
計画目標	令和7年度 エデュケーション・アシスタント配置校拡大の予定 小学校における加配による教科担任制の拡大		

事業名： 学校 ICT 環境の整備 ■学校 ICT 課

事業区分	拡充	事業番号	Ⅱ－(2)－08
事業概要	「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」に基づき、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む学びを支える学校ICT環境を実現するため、区立小・中学校の児童・生徒の情報教育の推進を図るとともに、区立小・中学校配備のコンピュータ機器リース期間満了に合わせ、機器の更新等を行う。		
現況	令和5年度実績 ・区立小学校10校、中学校5校の教育システム(指導者用PC、大型提示装置等)及び校内ネットワーク更新(高速大容量化)を行った。 令和6年度実績 ・区立小学校8校、中学校2校の教育システム(指導者用PC、大型提示装置等)及び校内ネットワーク更新(高速大容量化)を行った。 ・区立全小・中学校31校の校務システム ⁴³ 更新を行った。		
計画目標	令和7年度 ・区立小学校4校、中学校2校の教育システム(指導者用PC、大型提示装置等)及び校内ネットワーク更新(高速大容量化)を行う。 ・GIGAシステム(1人1台学習用情報端末)の更新を行う。 令和11年度 ・校務システムと教育システム(指導者用PC、大型提示装置等)の統合を行う。		

⁴² エデュケーション・アシスタント…児童へのきめ細かな対応が必要な小学校の第1学年から第3学年までにおいて、学級担任を補佐し副担任相当の業務を担う者。(東京都 HP より引用)

⁴³ 校務システム…成績処理や出欠席管理等の校務処理を行うためのシステム。

事業名: 目黒区エコプラザによる環境学習 (出前講座) ■環境保全課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(2)－09
事業概要	目黒区エコプラザの指定管理者が実施する出前講座(小学校、学童保育クラブ、児童館、その他子ども向けイベント等)を活用し、環境学習を推進する。		
現況	環境に配慮した生活を提案するために、子どもたちが家庭や学校など身近なところにあるものを使った工作などを体験することで、ゼロカーボンや SDGs について楽しく学べる出前講座・講習会を企画・運営する。 令和5年度実績 ・小学校 2 校/142 人、児童館 8 回/61 人 ・その他イベント 2 回/395 人		
計画目標	計画期間中に実施回数を5割増やし、環境学習の機会を充実させる。 ・小学校・学童保育クラブ・児童館 15 回 ・その他イベント 3 回		

継続事業

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(1)－03	子ども向け消費生活講座 <再掲>	子どもたちが小さい頃から消費者としての力や知恵を身に付けることを目的として、子どもとその保護者を対象に出張消費生活講座を行う。また夏休みに子ども向けの消費生活講座を実施する。	産業経済・消費生活課
Ⅱ－(2)－10	認定こども園の運営及び設置支援	多様化する小学校就学前の教育・保育に対するニーズに対応するため、既存施設の運営及び、認定こども園を新たに設置する事業者に対して必要な支援を実施する。	子ども若者課 保育課 保育計画課 学校運営課
Ⅱ－(2)－11	幼児と児童の交流活動	様々な関わりを通して相互の「学びの力」を育成するとともに、就学前の子どもたちが円滑に小学校生活に移行していけるよう、幼児と児童の交流活動を推進する。	保育課
Ⅱ－(2)－12	訪問型病児・病後児保育 利用料助成	保護者の経済的な負担の軽減を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育対応のベビーシッターを利用する保護者に対し、利用に要した費用の一部を助成する。	保育課
Ⅱ－(2)－13	認可外保育施設保育料助成	認可保育園に入園できなかったために、認証保育園 ⁴⁴ 等を利用せざるを得なかった「保育が必要な世帯」に対し保育料の一部を助成することにより、認可保育園の保育料との格差是正と経済的負担の軽減を図る。	保育課

⁴⁴ 認証保育園…大都市のニーズに対応するため、児童福祉法による認可を受けていない保育施設のなかで、大都市の特性に着目した都独自の基準を満たし、都が認証した保育園。条文名称は「認証保育所」。

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(2)－14	障害のある乳幼児の保育の充実	障害や特別な配慮の必要性の有無にかかわらず、すべての子どもに対して平等に保育を実施する。	保育課
Ⅱ－(2)－15	認証保育園支援	認可保育園を補完し待機児童の解消に寄与していることから、引き続き運営支援を行う。	保育課
Ⅱ－(2)－16	第三者評価	認可保育園、認証保育園及び学童保育クラブにおいて、保育サービスの質の向上を図ることを目的として福祉サービス第三者評価を実施し、評価結果を公表することで利用者が施設の選択をしやすくする。	保育課 放課後子ども対策課
Ⅱ－(2)－17	延長保育事業	保育園に入園した児童について、やむを得ない理由により、通常の利用日や時間帯を超えて保育が必要な場合に保育を実施する。	保育課 保育計画課
Ⅱ－(2)－18	一時保育事業	緊急一時保育：保護者の疾病やけが等により短期的に保育が必要な児童を保育園で保育する。 一時保育：家庭で育児にあたる保護者のリフレッシュ等のために、保育園等で日・時間単位で一時的に児童を預かる。	保育課 保育計画課
Ⅱ－(2)－19	特定地域型保育事業 ⁴⁵	認可保育園を補完し待機児童の解消に寄与していることから、引き続き運営支援を行う。	保育課 保育計画課
Ⅱ－(2)－20	家庭福祉員制度	自宅等家庭的な環境の中で、区の認定した家庭福祉員 ⁴⁶ が、保護者の就労等で保育が必要な3歳未満の子どもを保育する。	保育計画課
Ⅱ－(2)－21	「ヒーローバス」運行事業	園庭のない保育園の子どもたちがのびのびと遊べる環境を確保していくため、幼児専用車「ヒーローバス」を用い、保育園の子どもたちと保育士を近くの敷地の広い公園等まで送迎する。	保育計画課
Ⅱ－(2)－22	区立保育園の民営化	民間活力の活用・連携を推進し、多様な保育ニーズに対応するとともに、「区立保育園の民営化に関する計画」に基づき、国・都の補助を活用して、保育施設を更新する。	保育計画課
Ⅱ－(2)－23	区立こども園の中・長時間保育	働きながら幼稚園教育を受けさせたいといった多様化する保護者のニーズに対応するため、区立こども園の中・長時間保育を実施する。	学校運営課
Ⅱ－(2)－24	区立幼稚園・こども園での障害のある幼児への支援	区立幼稚園・こども園での生活において、特別な支援が必要な幼児に対して支援を行う幼稚園・こども園特別支援員を配置する。	教育支援課
Ⅱ－(2)－25	区立幼稚園・こども園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施	日本語での意思疎通が難しい場合に、入学入園説明会や保護者面談等への通訳の派遣、連絡文書や学校便り等の翻訳を行う。	学校運営課

⁴⁵ 地域型保育事業…児童福祉法により、4つの類型からなる保育について、区が認可する事業の総称。主に0歳から2歳までの子どもを19人以下の少人数単位で保育する事業。4つの類型は、①家庭的保育②小規模保育③事業所内保育④居宅訪問型保育がある。

⁴⁶ 家庭福祉員…児童福祉の向上を図る目的として、区が認定する児童の保育に技術と経験を有する者がその家庭等において保育を受託する事業。

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(2)－26	学校環境改善	児童生徒の学習環境と生活環境の改善のため、トイレ改修、校庭整備などを計画的かつ重点的に進める。	学校施設計画課
Ⅰ－(4)－03	人権教育・人権啓発事業 <再掲>	人権尊重の理念を定着させ、同和問題、男女平等及び性の多様性の尊重などの人権教育を推進するとともに、いじめや差別をなくすため、区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、社会教育館等の事業を通して、人権に関わる取組を行う。	人権政策課 教育指導課 生涯学習課
Ⅱ－(2)－27	ICT を活用した教育の推進	個人情報保護への配慮も含め、子どもたちの情報活用能力をさらに高めるため、授業の多様化を図り情報教育を充実する。また、携帯電話等の情報機器の利用において、子どもたちがトラブルや事件の加害者や被害者にならないよう情報モラルの指導を進める。	教育指導課
Ⅱ－(2)－28	英語教育の充実	生徒が英語を実践的に話す機会を設けるため、中学校第1学年全生徒を対象に TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG) ⁴⁷ を利用して実施する日帰り体験型英語学習事業や、中学校第2学年の希望する生徒を対象に夏季休業中に八ヶ岳林間学園にて、イングリッシュ・キャンプを実施する。	教育指導課
Ⅱ－(2)－29	区立幼稚園・こども園における遊びを通じた教育	健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、豊かな感性と表現等を育むため、自発的な活動としての遊びを中心とした教育の充実を図る。	教育指導課
Ⅱ－(2)－30	体育・健康教育	幼児・児童・生徒が健康に関する知識を身に付け、自分の生活の中でその認識を深めることを目的として、全区立幼稚園・こども園及び小・中学校において、家庭とも連携しながら健康三原則(運動、食事、休養及び睡眠)の大切さを伝える取組を行う。体育の時間や体育的行事を通じ生涯にわたり運動に親しむ態度を育てるとともに、体力テストにより子どもたちの体力や運動能力の課題を明らかにし、指導方法の改善に努める。	教育指導課
Ⅰ－(4)－06	体罰等の防止に向けた取組<再掲>	体罰等の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員等を対象とした研修を実施する。また、東京都教育委員会が教員に配布する「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。	教育指導課 学校運営課

⁴⁷TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG)…東京都が開設した「英語で学ぶ」体験型英語学習施設。

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(2)－31	日本語国際学級・日本語教室	日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、基礎的な日本語の習得と学校生活等への適応を図るため、児童・生徒の日本語能力の状態を把握し、個に応じた指導を行う。	教育指導課
Ⅱ－(2)－32	日本の伝統文化理解教育	子どもが伝統文化に触れる機会をつくるため、伝統芸能継承者を区立学校へ派遣する。	教育指導課
Ⅱ－(2)－33	職場体験やボランティア活動等の推進	職場体験やボランティア活動などを学校や地域の特性に応じて取り組み、働くことの意義を理解したり社会に奉仕する心を育てたりする。	教育指導課
Ⅱ－(2)－34	自然体験・生活体験の場の確保	①自然を愛する心や環境を保全する態度の育成、②自律の精神・協調性・規範意識の育成、③自ら学び考える力の育成、④心身の健康や体力の増進を図ることを目的に、区立の小学校4年生から中学校1年生までの児童・生徒を対象に毎年、「自然宿泊体験教室事業」を実施し、区立小・中学校の児童・生徒が校外での豊かな自然環境の中で自然体験や宿泊体験を行う。	教育指導課 学校運営課
Ⅱ－(2)－35	学校・園評価	保護者や地域の方の区立学校・園運営への参画を促進し、開かれた学校・園づくりを進めるため、区立学校・園による自己評価を徹底する。 また、教育委員会 ⁴⁸ で策定した学校・園評価の指針に基づき保護者や地域、学校評議員 ⁴⁹ による評価を引き続き実施・公表する。	教育指導課
Ⅱ－(2)－36	特別支援教育 ⁵⁰ の推進	多様な子どもが共に学ぶための環境整備、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実、保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実を図るため、①区立学校・園における支援体制の充実、②学びの場の環境整備、③心のバリアフリーの推進、④区立学校・園における多様な学びの場での指導・支援の充実、⑤就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実、⑥卒業後までを見通した連携による支援体制の充実の6つの推進施策を行う。	教育支援課

⁴⁸ 教育委員会…教育委員会は、法律(地方自治法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律など)に基づき、教育に関する仕事を専門的に行う目黒区の行政委員会。教育委員会は教育長及び4人の教育委員で構成し、その下に、事務局、教育機関(学校、幼稚園、社会教育館、図書館など)がある。

⁴⁹ 学校評議員…学校評議員の役割は、各学校の校長の求めに応じて、教育目標・計画や地域との連携の進め方など学校運営に意見などを述べること。校長は、この意見を参考に特色ある学校、開かれた学校づくりを進めていく。

⁵⁰ 特別支援教育…障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

(3) 子どものための多様な居場所づくり

現状と課題

近年、地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、地域の中で子どもたちのコミュニティを形成することが難しくなりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の流行やSNSの発達、子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えています。そうした環境の中で、生きづらさを抱えている子どもたちは確実に増加しており、いじめや不登校、自殺者の増加の一因にもなっていると考えられています。

子ども総合計画改定に係る基礎調査では、中高生世代が希望を持てるように区が特に取り組むべきことについて 39.7%が自由に過ごせる居場所の充実と回答していることから、若者自身が自分らしくいられるような居場所づくりが求められています。

小学校児童の放課後の居場所づくりに関して、区では子ども若者部と教育委員会が連携して、放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進めてきました。引き続き、保育の必要性の有無に関わらず、すべての子どもが安全・安心に過ごせる居場所の確保と利用環境の充実が必要です。また、区立小・中学校が把握した不登校児童・生徒の心身の状態や置かれた状況を見ると、学校生活に対するやる気の喪失をはじめ、生活リズムの不調や親子の関わり方に関する問題など、多岐に渡り、その支援については多面的に取り組む必要があります。

その他、子どもたちの自主性や冒険心をはぐくみ、いきいきと成長できる遊び場・居場所づくりの必要性が高まっています。

施策の方向性

- 児童館利用者である、乳幼児、小学生、中高生にとって魅力ある児童館での居場所づくりの拡充・多様な子どもの居場所の確保のために児童館の機能強化を図ります。
- プレーパークのような、子どもが自由に遊べ、遊びながら子ども自身の成長につながる環境づくりに努めていきます。
- 養育環境に困難を抱えた子どもが、信頼できる大人と安定的な関係を築き、孤立や不安を解消し社会と繋がりを持てるような居場所づくりを目指します。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
地域に何でも悩みを相談できる人がいると思う中高生の割合	12.3%	25%

プロジェクト事業

事業名： 生きづらさを抱える子どもたちのための居場所づくり ■こども家庭センター

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ－(3)－01
事業概要	区有施設等を活用し、様々な事情から不安を有する子どもが安心して過ごすことのできる地域の居場所であるフリースペースを整備する。		
現況	・他自治体への事業視察を実施し、事業内容及び実施方法を調査研究した。 ・令和6年9月に様々な地域団体との連携構築を目指した「めぐろ子ども子育てサポートグループ」との会議を開催した。 ・新たな子どもの居場所の事業実施に向けて分科会での検討を始めた。		
最終年度達成目標	地域の居場所において、大人と安定した関係を築きながら、子どもが新たな一歩を踏み出すことができる支援が行われている。		
取組手順	・フリースペースの開設に向けての子どもたちのニーズ調査、分析 ・運営方法、整備地等の検討 等		

事業名： 多様な学びの場、居場所の確保 ■教育支援課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ－(3)－02
事業概要	区立小・中学校における不登校児童・生徒数が増加する中、既存の場所以外にも子どもの生活環境や個々の特性に応じて、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場が求められている状況から、学習支援教室の機能拡充を図る。		
現況	区立小・中学校に在籍する長期欠席状態にある児童・生徒を対象に、学習支援教室「めぐろエミール」を設け、学習の指導・支援、学校への復帰や社会的な自立に向けた支援を行っている。「めぐろエミール」は、学習支援を行うだけでなく、心理的に安定する場所、心のつながりの保てる場所であることを目指している。 <経緯> ・平成7年6月守屋教育会館研究所事業として「めぐろエミール」開設 ・平成20年4月「学習支援教室めぐろエミール」に名称変更 ・令和6年5月「東根住区センター児童館」にて室外指導事業を開始		
最終年度達成目標	不登校児童・生徒のニーズを把握しながら、学習支援教室「めぐろエミール」の機能が拡充され、適切な受け皿が確保できている。		
取組手順	・学習支援教室のあり方検討（現状、課題分析） ・学習支援機能拡充についての意見聴取（子ども・保護者等） ・学習支援教室の拡充事業実施		

事業名: 乳幼児から中高生までの新たな居 ■こども家庭センター
場所の創設 ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ－(3)－03
事業概要	高齢者福祉住宅(コーポ目黒本町)を活用して「地域子育てふれあいひろば」と「子供の居場所創設事業」の2つの事業をタイムシェアにより一体的に展開する事業を実施する。		
現況	地域の子育て機能の強化及び中高生が気軽に集える居場所づくりの必要性を念頭に置きつつ、地域との連携の観点も踏まえて検討を進めている。		
最終年度 達成目標	地域の子育て親子の交流等が促進されるとともに、小学生から高校生までが気軽に集える居場所が確保されている。		
取組手順	・地域住民等への説明、合意形成 ・実施事業者の決定 ・施設内部の工事 ・事業の開始		

事業名: 児童館等の役割再構築 ■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ－(3)－04
事業概要	地域における子ども等の居場所である児童館等のあり方を検討し、時代に即した新たな居場所としての再構築を図る。		
現況	区はこれまで児童館、学童保育クラブ、ランランひろば⁵¹など、子どもや子育て家庭の居場所として、地域における児童福祉の向上の役割を果たしてきた。これまでの機能・役割に加え、中高生への支援、虐待・貧困などの社会を取り巻く福祉課題への対応、SNS等の活用やオンラインでの交流など、社会情勢の変化に合わせた見直しをすることが、今後の総合的な子ども家庭支援体制の構築に向けて重要な課題となる。 現在、子どもを取り巻く状況の変化に伴う課題を洗い出し、今後の児童館等のあり方の方向性を検討している。		
最終年度 達成目標	・児童館等がこれまで以上に中高生の居場所として機能している。 ・第三の居場所として虐待やいじめ、貧困などの福祉的課題にも対応している。 ・地域における子ども等の居場所として、児童館等の各事業を展開している。 ・総合的な子ども家庭支援体制の一つとして機能し、関係機関と連携しながら、子どもや子育て家庭の様々な課題に取り組んでいる。		
取組手順	・児童館等のあり方の検討 ・子どもたち(特に中高生を中心とした)ニーズの把握、検証 ・児童館等の役割再構築に関する計画策定 ・策定した計画に基づいて、各取組・事業を実施		

⁵¹ ランランひろば…小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、放課後や夏休みに専任の運営職員の見守りの中で、自主遊び(校庭遊びやボードゲーム、工作活動等)や自主学習(学習や読書等)を行うことのできる安全・安心な居場所を提供する事業。

事業名: 既存の社会資源などを活用した子どもの居場所事業

■放課後子ども対策課
■みどり土木政策課
■道路公園課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-05
事業概要	子どもが自らの意思で自由に活動できる居場所づくりに向けて、子どもに関連する社会資源(学校、児童館、公園など)を有効活用しながら、子どもがいきいきと成長していくことができる環境を整備する。		
現況	子どもが過ごす居場所として学校、児童館、学童保育クラブ、公園をはじめとして様々な居場所があるが、制約が多い場所も多く、子どもが自分の発想で自由に遊んだり、学んだりすることができる場所が限られている。		
最終年度達成目標	・子どもが自分の意思で自由に活動できる居場所づくりが実現している。 ・子どもがいきいきと過ごせる場所が確保されている。		
取組手順	・子どものニーズ把握、検証 ・公園等を活用した子どもの居場所づくりに向けた検討 ・有効活用が見込める社会資源の調査、関係機関へのアプローチ		

事業名: すべての小学生のための放課後の居場所づくり

■放課後子ども対策課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-06
事業概要	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、子ども若者部と教育委員会が連携して、学童保育クラブ、ランランひろば及び子ども教室 ⁵² を同一小学校内で実施する一体型を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて整備を進める。		
現況	平成31年度にモデル事業を開始し、令和3年度以降、開設可能な小学校から順次整備を進めている。令和6年度現在、21校で一体型(校内交流型)の事業を実施している。		
最終年度達成目標	新たな放課後の子どもの居場所事業が実施され、児童が放課後等を安全・安心に過ごす環境が整備されている。		
取組手順	・令和7年度 ランランひろばのサービス拡大開始 ・令和8年度 ランランひろば新規開所(1か所) ・令和9年度以降 新たな放課後の子どもの居場所事業実施		

⁵² 子ども教室…地域の人材を活用して様々な教室を実施し、子どもたちに地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する事業。

事業名: 地域で活動する子育て支援団体との連携支援 ■子ども若者課

事業区分	子ども・若者居場所づくりプロジェクト	事業番号	Ⅱ-(3)-07
事業概要	めぐろ子ども子育てサポートグループ制度を通じて区とグループ間の連携、グループ同士の相互の連携によるネットワーク化を図ると共に、地域で活躍する子育て関連企業や教育機関とも連携する総合的な子ども家庭支援体制の構築を目指す。		
現況	令和6年4月にめぐろ子ども子育てサポートグループの登録に関する要綱を定め、登録グループの募集を開始した。登録グループによる子どもサポート連絡協議会を設置して、子ども施策の推進に向けて様々な議論を進めている。		
最終年度達成目標	・地域の子育て支援団体と連携し、子どもが自分の意思で自由に活動できる居場所づくりが実現している。 ・子どもが地域でいきいきと過ごせる場所が確保されている。		
取組手順	・子どもサポート連絡協議会を通しての連携構築 ・地域における子ども関連団体のネットワークづくり		

新規・拡充事業

事業名: 区有施設建て替えに伴う児童館及び学童保育クラブの再整備及び複合化 ■放課後子ども対策課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(3)-08
事業概要	区有施設の建て替えに伴い、児童館及び学童保育クラブを再整備し、多様な子どもの居場所となるように児童館の機能強化、学童保育クラブの定員拡大を図る。		
現況	各区有施設の建替え後の児童館の機能、学童保育クラブの定員数等について検討を行った。		
計画目標	【向原小学校内学童保育クラブ、向原住区センター児童館・学童保育クラブ】 令和7年7月～令和9年9月頃 【鷹番小学校内学童保育クラブ、鷹番学童保育クラブ】 令和9年度以降		

事業名: 芝生・キッズパークエリアの再整備 ■総務課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ-(3)-09
事業概要	地域における子どもの多様な居場所づくりを目的とし、目黒区総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアの再整備を行うことで、総合庁舎の屋上からの景色を楽しみながら親子でくつろげる空間を新たに創出する。		
現況	令和6年度に芝生エリアの一部を拡張し、遊具やベンチの設置等により親子でくつろげる空間として芝生・キッズパークエリアの整備を行った。		
計画目標	総合庁舎屋上庭園の芝生・キッズパークエリアが、子どもと子育て家庭の憩いの場所となっている。		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(3)－10	障害のある子どもへの居場所の提供	障害のある子どもが児童館・学童保育クラブで過ごすことができるように保護者と連携しながら充実を図る。障害のある子どもによるランドセル来館 ⁵³ の利用も行う。また、障害のある子どもが参加しやすい事業として、「あそびのつどい」を実施する。年1回、児童館・学童保育クラブを利用する障害のある子どもの保護者と懇談会を実施し、保護者同士の交流・意見要望などを通して情報交換を行い、居場所の充実を図る。	放課後子ども対策課
Ⅱ－(3)－11	ランドセル来館の充実	放課後の子どもの居場所づくりとして、学童保育クラブの補完機能となる、ランドセルを持ったまま直接来館できる「ランドセル来館」を実施していく。運営に当たっては各館の施設状況を踏まえ、環境整備や利用条件等について改善を図っていく。	放課後子ども対策課
Ⅱ－(3)－12	児童館における中高生の居場所の拡大	児童館において、中高生向けの利用時間やスペースを確保し、中高生の利用の促進を図るとともに、区内公私立中学校・高校と連携し、児童館理解を深めてもらう。また、ティーンズフェスタを実施し、児童館に来館する中高生への周知と併せて、区内公私立中学校・高校を通じた参加募集を行うことにより中高生の社会参加を促し、地域の育成者や協力団体とも連携して地域のネットワークを構築する。これらのつながりを発展させ、児童館として様々な形で中高生の社会参加の促進や魅力ある事業を行う。	放課後子ども対策課
Ⅱ－(3)－13	放課後フリークラブ ⁵⁴ 事業の推進	放課後や学校休業日に学校施設等において、子ども教室やランドセルひろば ⁵⁵ を通じて、子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して子どもに様々な体験の機会を提供することにより、子どもの自主性、創造性、社会性を養う。	生涯学習課

⁵³ ランドセル来館…小学校の放課後にまとまった遊び場所や時間を確保できるように、下校後自宅に帰宅しないでランドセルを背負ったまま児童館に来館できる。保護者の方が就労等のため、家庭で保育できない場合でも利用できる。

⁵⁴ 放課後フリークラブ…平日の放課後に、児童が小学校の校庭で自由に遊べるランドセルひろば事業及び地域の人材を活用し、学校施設等で体験教室等を実施する子ども教室事業。

78 ⁵⁵ ランドセルひろば…区立小学校の校庭等において放課後の子どもの安全・安心な遊び場を提供する事業。

(4) こころとからだの健康づくり

現状と課題

子どもの生活環境は、近年大きく変化し、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、性に関する問題等さまざまな健康課題があります。こころとからだの健康は、子どもの時期をいかに過ごすかに大きな影響を受けると言われています。

区では、乳幼児健康診査の実施を通して、子どもの成長や発達を確認し、疾病や障害を発見・適切な対応をすることで早期治療や子育て子育て支援につなげています。

一方、妊娠・出産時期から子育て期の母親の健康状態や環境、ストレスレベル等も子どもの健康に大きな影響を与えます。乳幼児虐待の観点からも乳幼児健康診査の未受診者のフォローが必要です。

また、子どもの医療は、地域の小児科標ぼう医療機関(かかりつけ医)を受診することが望ましいですが、小児科標ぼう医療機関は減少傾向にあります。子どもの病状の急変に対応できるよう、平日の日中診療時間が終了した準夜帯や休日等に、身近な地域で軽症患者を受け入れることのできる体制を構築していく必要があります。

各区立学校・園では、食に関する指導に加え、体育科の授業や体育的行事等を通じ、幼児・児童・生徒の健康保持増進に取り組んでいます。

施策の方向性

- 乳幼児健康診査では、疾病や障害の有無等、全身の状態を確認し、口腔内の機能の発達や栄養についての保健相談を行い正しい知識の普及を図ります。また、定期健康診査とあわせて個々の相談にも対応し、保護者の不安を軽減できるよう努めます。
- 子どもが生涯にわたって心身ともに健康な生活を営むことができるよう、食育や健康教育を推進します。

関連する SDGs 分野



成果指標

指標名	現状値	目標値(令和11年度)
学校でたくさん運動をしたり、健康に気を付けたりして生活している児童・生徒の割合	小学校低学年:91.2% 小学校高学年:85.4% 中学校生徒:87.9%	増加
3歳児健康診査の受診率	88.5%	増加

新規・拡充事業

事業名： もぐもぐピカピカ歯みがき教室 ■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(4)－01
事業概要	1歳の誕生日を迎えた子どもの歯科保健教育や栄養指導を行い、むし歯の発生を早期に予防することや食事の悩みの解決を図る。		
現況	令和6年度から実施。令和6年度 延べ11人参加(5月末現在)		
計画目標	歯科衛生士と栄養士による早期の衛生教育として実施する。		

事業名： 歯科予防処置 ■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(4)－02
事業概要	乳幼児の歯をむし歯から守るため、歯科健診受診後に希望者にフッ化物塗布や歯みがきの練習を行う。あわせて望ましい健康習慣をつくるため保健指導を行う。		
現況	令和3年度 延べ671人 令和4年度 延べ863人 令和5年度 延べ856人		
計画目標	個々の成長に応じた歯科保健指導を実施する。		

事業名： 離乳食講座 ■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(4)－03
事業概要	生後4～6か月児の保護者を対象に離乳を始める目安やすすめ方等、離乳食に関する知識の普及啓発及び、保護者の不安を解消する。		
現況	令和4年度から実施 令和4年度 48回 621人 令和5年度 48回 606人		
計画目標	乳幼児の健全な食生活のための離乳食の支援を行う。		

事業名： みんなの栄養相談 ■地域保健課

事業区分	新規	事業番号	Ⅱ－(4)－04
事業概要	離乳食の相談や子どもの偏食・少食等、乳幼児の食事相談を行い保護者の不安を解消するとともに、子どもの健康保持及び増進を図る。		
現況	令和4年度から実施 令和4年度 13人 令和5年度 23人		
計画目標	乳幼児の成長に応じた個別の栄養指導を実施する。		

継続事業			
No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(4)－05	薬物乱用防止活動	薬物乱用防止推進目黒地区協議会等と連携協力して、「危険ドラッグ」等の有害性についての情報提供を始めとする薬物乱用防止のための啓発活動を進める。	生活衛生課
Ⅱ－(4)－06	休日テレホンセンター事業支援	日曜・祝休日・土曜準夜・年末年始に診療機関を案内する目黒区医師会の休日テレホンセンター事業を支援する。	健康推進課
Ⅱ－(4)－07	平日夜間小児初期救急診療事業	小児初期救急医療体制を安定的に確保し、小児医療の充実を図るため、一般の小児科医療機関が休診となる時間帯にも、子どもたちが安心して受診できる体制を引き続き整え、その体制を広く周知していく。	健康推進課
Ⅱ－(4)－08	休日・休日準夜・土曜準夜診療事業	一般の診療所が休診している日曜・祝休日・年末年始及び土曜準夜について、目黒区医師会に初期救急事業を委託して実施する。	健康推進課
Ⅱ－(4)－09	公害補償福祉・予防	大気汚染の影響による健康被害の予防のため、呼吸器疾患やその疑いのある子どもの保護者を対象に、医師等による健康教室、健康相談等を実施し、知識の普及を図る。	健康推進課
Ⅱ－(4)－10	大気汚染健康障害者の医療費助成申請事務	気管支ぜん息(18歳未満は慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫も対象)を患っている者に対して、医療費の保険診療の自己負担分を助成する都制度の申請事務を実施する。	健康推進課
Ⅱ－(4)－11	食育推進のための普及啓発	食育関係者及び食育に関わる民間団体等とも連携協力して、食育の推進に関する普及啓発を図るための活動や行事を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－12	栄養相談	親の育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、乳児健診等の実施時に、個別の栄養相談を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－13	夏休み子ども食育セミナー・親子食育セミナー	食に対する関心を高め、健康的な食生活を実践するきっかけを作るため、主に小学生を対象として、「健康な自分の体」「栄養知識と調理」「食品衛生」等についてセミナーを開催する。また、幼児の健全な食生活について集団栄養指導を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－14	新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期療育を図るために、費用の一部を助成し契約医療機関へ委託して聴覚検査を実施する。	地域保健課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(4)－15	4か月児健康診査	発育状態や疾病の有無等について、健康診査を行い、その保護者に適切な保健相談を行う。また、親の育児不安の軽減を図り、児童虐待の兆候を早期に発見し、防止するための個別相談を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－16	乳児健康診査(6か月児) (9か月児)	乳幼児健診の実施により、子どもの成長や発達をチェックし、早期に病気や発達障害を発見・対応することで早期治療による健康維持を図るため、該当の乳児に対して受診票を発行して、委託医療機関で健康診査を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－17	1歳6か月児健康診査	乳幼児健診の実施により、子どもの成長や発達をチェックし、早期に病気や発達障害を発見・対応することで早期治療による健康維持を図るため、発育状況の一般診査と精神発達面の診査を医療機関へ委託して実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－18	3歳児健康診査	身体発育、運動・精神発達、視力・聴力についての健康診査を行い、心身障害の早期発見と早期治療につなげる。また幼児の健康な発育・発達を促すため、その保護者に保健相談や心理相談を行い、育児不安の軽減や虐待等の早期発見・予防に努める。	地域保健課
Ⅱ－(4)－19	4～5歳児健康診査	幼児の健全な育成を図るため、身体面、精神発達面の健康診査及び保護者の育児に関する状況把握を医療機関へ委託して実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－20	1歳6か月児歯科健診	乳歯の萌出からそしゃく機能の発達へつなげる重要な時期であるため、歯科健診と適切な口腔衛生指導を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－21	2歳児歯科健診	むし歯の発生しやすい時期であり乳歯をむし歯から守るため、歯科健診と適切な口腔衛生指導を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－22	3歳児歯科健診	むし歯予防や自分で歯みがきをする習慣をつくる重要な時期であるため、歯科健診と適切な口腔衛生指導を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－23	5～6歳児フッ素塗布	萌出したての永久歯の歯質強化を図るため、歯科健診とフッ化物塗布を医療機関へ委託して実施する。	地域保健課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(4)－24	子どもの健康教室	1歳6か月児健診や2歳児歯科健診、3歳児健診を始めとする幼児の各種事業の結果、軽度のことばの遅れのある子ども、母子分離できない子ども、友だちと遊べない子ども等を対象に集団遊びを通じて、親と子どものかかわり方を理解することを目的として実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－25	個別相談	保健相談の必要があると思われる家庭や電話・文書・来所により相談のあった区民に対して、個別訪問や個別面接により対応する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－26	歯科健康教育	講座等で子どもの成長に合わせた歯科健康教育を実施する。依頼に応じて、社会福祉施設や児童館等で歯科健康教育を実施する。	地域保健課
Ⅱ－(4)－27	予防接種の勧奨	集団免疫を獲得しておくことで感染を予防し、子どもの健康を保つため、定期予防接種については、標準の接種年齢にあわせて接種票を個別送付するとともに、周知を工夫しながら接種率の更なる向上を図る。	保健予防課
Ⅱ－(4)－28	私立幼稚園児の歯科検診委託	区内の私立幼稚園に通う全園児を対象に、園児の健康の維持を目的として、目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。	子ども若者課
Ⅱ－(4)－29	区内認可保育園の歯科検診委託	区内の認可保育園に通う全園児を対象に園児の健康の維持を目的として、目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。	保育課
Ⅱ－(4)－30	「学校における食育指針」に基づく取組	学校と家庭・地域が連携しながら、子どもたちの「食」への意識を高め、児童・生徒一人ひとりが健全な食生活を実践することができるよう策定した指針に基づく取組を実施する。	学校運営課
Ⅱ－(4)－31	特別給食の実施	伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するよう、日本の行事にちなんだ行事食や、各地の郷土料理、また、国際理解を深めるための世界の料理等を取り入れた特別給食を実施する。	学校運営課
Ⅱ－(1)－13	健康教育の推進<再掲>	健康づくりに関する専門の職員(学校健康トレーナー)を区立小学校へ派遣するとともに、肥満、体力不足等の健康課題を持つ児童を対象に「めぐろ元気あつま教室」を開催し、課題の改善に取り組む。	学校運営課

No	事業名	事業内容	担当課
Ⅱ－(2)－30	体育・健康教育<再掲>	幼児・児童・生徒が健康に関する知識を身に付け、自分の生活の中でその認識を深めることを目的として、全区立幼稚園・こども園及び小・中学校において、家庭とも連携しながら健康三原則（運動、食事、休養及び睡眠）の大切さを伝える取組を行う。体育の時間や体育的行事を通じ生涯にわたり運動に親しむ態度を育てるとともに、体力テストにより子どもたちの体力や運動能力の課題を明らかにし、指導方法の改善に努める。	教育指導課
Ⅱ－(4)－32	スクールカウンセラー ⁵⁶ の区立学校派遣	スクールカウンセラーを区立幼稚園・こども園、小・中学校に派遣し、幼児・児童・生徒や保護者等を対象に、子どもが抱える悩みや生活上の困難さ、保護者等が抱える養育上の悩みに対して、寄り添いながら課題を整理する等相談・支援を行う。	教育支援課

⁵⁶ スクールカウンセラー…臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有するものであり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。



タイトル:はらっぱから きれいなけしが 見えるまち